…

改　5.428　付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

改　5.429　付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びイエメンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

追　5.429A　付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア、及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300-3400MHzの周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.429B　以下に示す北緯30度の南に位置する第一地域の国々：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、IMTの導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第223(WRC-15、改)に従う。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。IMTを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

追　5.429C　業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ及びパラグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。
3300-3400MHzの周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.429D　第二地域の以下の国々：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯の使用は、IMTの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223(WRC-15、改)に従う。アルゼンチン及びウルグアイでの使用は、第9.21号の規定に従うことを条件とする。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。IMTを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

追　5.429E　付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300-3400MHzの周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.429F　第三地域の以下の国々：カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300-3400MHzの周波数帯の使用は、IMTの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223(WRC-15、改)に従う。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯でのIMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために第9.21号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　5.430　付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

改　5.430A　3400-3600MHz の周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への分配は、第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界において、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、これらの情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。

改　5.431　付加分配:　ドイツ及びイスラエルでは、3400-3475kHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

改　5.431A　第二地域では、3400-3500MHz の周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への一次的基礎による分配は、第 9.21 号に従って合意を得ることを条件とする。

追　5.431B　第二地域では、3400-3600MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界において、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度（pfd）が、-154.5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われ